

第一一二回

参第三号

戦時災害援護法（案）

（援護）

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかった者で当該戦時災害にかかった当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に関しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号。以下「特別援護法」という。）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）（公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分（第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く。）に限る。）の例による。

2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合においては、同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するもののほか、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの（以下この条において「戦災死亡者」という。）の遺族には、遺族給付金として百二十万円を支給する。

2 遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ。）子、父母、孫及び祖父母で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものとする。

3 戦災死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた子とみなす。

4 遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

5 遺族援護法第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）の施行の日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「同法の施行の日の翌日」と読み替えるものとする。

6 第二項に規定する遺族が、戦災死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日（次項にお

いて「施行日」という。)前に、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。

- 一 日本の国籍を失つたとき。
- 二 離縁によつて、戦災死亡者との親族関係が終了したとき。
- 三 配偶者については、婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
- 四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦災死亡者の兄弟姉妹で、戦災死亡者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもの以外の者の養子となつたとき。

7 禁錮以上の刑に処せられ、施行日(戦災死亡者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日)において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。)には、遺族給付金を支給しない。

8 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

9 遺族援護法第六条、第十六条、第二十八条本文、第三章、第四十五条から第四十八条まで及び第五十条の規定は、遺族給付金について準用する。

(調整規定)

第三条 第一条第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令(行政措置を含む。)による給付(遺族に対する年金たる給付を含む。)でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合には、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことができる。

(政令委任)

第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特例に関しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

2 第一条第一項の規定に基づく政令の改正により新たに遺族給付金を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、日の読替え等について、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別援護法の一部改正)

第二条 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「又は別表第一号表ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に定

める程度の障害又は旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百四号）による改正前のものをいう。）第三十一条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「（同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。）」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律による改正前の特別援護法第四条第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四条第一項の規定により交付されたものとみなす。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第四条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「の外、左に」を「のほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺族」の下に「、戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加える。

第五条第百八号中「及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）」を「、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）及び戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）」に改める。

第六条第八十一号中「戦傷病者特別援護法」の下に「（戦時災害援護法によりその例によるものとされる場合を含む。）」を加え、同条第八十四号の次に次の一号を加える。

八十四の二 戦時災害援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第六条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「更生医療の外」を「更生医療のほか」に、「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。第四項において同じ。」に改める。

（精神保健法の一部改正）

第七条 精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第九条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「但し」を「ただし」に、「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「第百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 戦時災害援護法（昭和六十三年法律第 号）に基づく年金たる給付

理 由

先の大戦の際に空襲その他の戦時災害にかかった者の当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関し、国家補償の精神に基づき、これらの者及びその遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による軍人軍属等の公務上の負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護と同様の援護を行うとともに、その遺族に対し遺族給付金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、七十五億円の見込みである。